平成十五年内閣府令第六十六号

三号)第一条第一項の規定に基づき、食品安全委 食品安全委員会令(平成十五年政令第二百七十 で定めるときを定める内閣府令

めるときは、次の各号に掲げるときとする。 十三号)第一条第一項に規定する内閣府令で定 食品、添加物等の規格基準 食品安全委員会令(平成十五年政令第二百七 (昭和三十四年厚

基準を定めようとするとき、第2 添加物の部造、加工及び調理基準の項第六款の規定により の規定により基準を定めようとするとき。 とするとき、又は同部E 製造基準の項第三款 て製造された物についての安全性審査を行おう 換えDNA技術によって得られた生物を利用し 続を定めようとするとき、同項の規定による組 査を行おうとするとき、同部B 食品一般の製 物を利用して製造された物についての安全性審 による組換えDNA技術によって得られた微生 定する手続を定めようとするとき、同款の規定 成分規格・保存基準各条の項に規定する手

員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定 食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令

める内閣府令を次のように定める。

全性審査を行おうとするとき、同項第三款に規DNA技術によって得られた生物についての安 定めようとするとき、同款の規定による組換え 品一般の成分規格の項第二款に規定する手続を 生省告示第三百七十号) 第1 食品の部A 食 る。

するとき、 イ又は第二号ロの規定により基準を定めようと 和四十六年農林省告示第三百四十六号)第一号 でに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省 農薬取締法第四条第一項第六号から第九号ま

令(昭和五十一年農林省令第三十五号) 別表第

の1の(1)のシの規定による定めをしよう

により基準を定めようとするとき、別表第2のおうとするとき、同表の1の(2)のコの規定

の規定による飼料の安全性についての確認を行 スの規定による定めをしようとするとき、同ス 書の規定により基準を定めようとするとき、同 ついての確認を行おうとするとき、同シただし とするとき、同シの規定による飼料の安全性に

より基準を定めようとするとき又は同表の3の 認を行おうとするとき、同2ただし書の規定に の規定による飼料添加物の安全性についての確 2の規定による定めをしようとするとき、同2

(7)の規定により基準を定めようとするとき.

附 則

日)から施行する。 律第四十八号)の施行の日(平成十五年七月一 この府令は、食品安全基本法(平成十五年法

則 (平成一七年一月四日内閣府令第

この府令は、公布の日から施行する。 号)

第二四号) 則 (平成一七年三月二五日内閣府令

この府令は、平成十七年四月一日から施行す

第六五号) 附 則 (平成一八年五月二六日内閣府令

行する。 この府令は、平成十八年五月二十九日から施

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置 第四四号)

附 第四〇号) 則 (平成二五年六月二六日内閣府令

この府令は、公布の日から施行する。 令第六六号) 則 (平成二七年一一月二六日内閣府

この府令は、公布の日から施行する。 令第五三号) 則 (平成三〇年一一月三〇日内閣府

則 (平成二一年八月二八日内閣府令

附

行する。
法の施行の日(平成二十一年九月一日)より施

する。 この府令は、平成三十年十二月一日から施行